

阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及びその有効利用を図るため、生ごみ堆肥化装置購入費に対する補助金を交付することに関し、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、生ごみ堆肥化装置は、次の各号に掲げる容器又は処理機で、当該各号に定めるものとする。

- (1) コンポスト型容器 生ごみの減量・減容・堆肥化を目的とする非電動式の容器で、かつ、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質のもの
- (2) EM容器 EM菌を使用し、生ごみを堆肥化するための密閉された構造及び材質のもの
- (3) キューロ 土の中の微生物により生ごみを分解させる非電動型のもの
- (4) 処理機 加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少させ、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの

(補助の条件)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 阿久比町内に住所を有し、町における税の滞納がないこと。
 - (2) 未使用の生ごみ堆肥化装置を購入していること。
 - (3) 既に補助金の交付を受けた者にあつては、当該補助金の交付に係る生ごみ堆肥化装置の購入日から5年が経過し、かつ、当該生ごみ堆肥化装置が使用に耐えない状態であり、新たに生ごみ堆肥化装置を買い換える場合に限る。ただし、次項に定める限度数を超過していないときは、この限りでない。
- 2 補助金の交付申請に係る生ごみ堆肥化装置は、1世帯につき容器2基、処理機1基及びキューロ1基を限度とする。ただし、前項第3号に定める場合にあつては、買い換え前の生ごみ堆肥化装置を含めないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、キューロを購入し、補助金の交付を受けようとする

者は、当該キエーロを別表に定めるものから購入するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、生ごみ堆肥化装置の購入金額の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、容器については1基につき6,000円、処理機については1基につき20,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、キエーロについては購入金額の3分の2の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する者は、購入日から起算して90日以内に、阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付申請書（様式第1号）に領収書（クレジット契約等による購入の場合はその申込書の写し）及び町における税の滞納がないことを証明するものを添えて町長に提出しなければならない。ただし、交付申請の期限は、購入年度の3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金の交付がなされているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) 補助金の交付を受けた生ごみ堆肥化装置を他に譲渡したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

名 称	所 在 地
メビコラボ	阿久比町大字卯坂字小谷 1 0 1 番地
阿久比町立もちの木園	阿久比町大字卯坂字下同志鐘 4 0 番地 3

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所 阿久比町

申請者 氏 名

電話番号

阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付申請書

阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 生ごみ堆肥化装置 [購入年月日： 年 月 日]
[新規 ・ 買い換え（5年経過）]

(1) 容 器

製造会社及び製品名	容 量	販売単価	数 量	購入金額
	リットル	円	基	円
	リットル	円	基	円
補助申請金額 (購入金額の2分の1、1基につき6,000円を限度とする。ただし、キューロに： については購入金額の3分の2、1基につき10,000円を限度とする。)				円

(2) 処 理 機

製造会社及び製品名	処 理 能 力	購 入 金 額
	kg/日	円
補助申請金額（購入金額の2分の1の額。ただし、1基につき20,000円を限度とする。）：		円

(添付資料) ・ 領収書 ・ 町における税の滞納がないことを証明するもの

- ・ 買い換えの時は、補助を受けて購入した生ごみ堆肥化装置が使用に耐えない状態であることが分かる写真（写真を添付できないときは、任意様式により状態を報告）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長

阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付申請
に対して、次のとおり補助金の交付を決定する。

交付決定額 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所 阿久比町

氏 名

電話番号

阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました
阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額	金	円
振込先	金融機関名	支店名
口座番号	普通・当座	No.
フリガナ 口座名義		